

平成30年度健康食育あつぎプラン推進事業

1 目的

超高齢社会が到来し、第2次健康食育あつぎプランを効率的に推進するため、健康増進の意識啓発及び食育の推進等を積極的に図り、特定健診・長寿健診、がん検診等の受診勧奨及び健康相談、かかりつけ医の重要性を周知する事業等を実施し、健康寿命の延伸・生涯現役健康都市の実現を目指す。

2 実施期間

平成30年4月から平成31年3月まで

3 対象者

厚木市民（在勤・在学を含む。）

4 実施方法

これまで、健康相談を中心に、公民館地域ごとに健康増進及び食育推進事業を実施してきた結果、その有効性を再認識し、専門職による地域での活動機運が醸成されてきた。

しかしながら、全市展開に当たっては、多くの人的資源が必要なこと、部内各課にあつて同様趣旨の事業を実施、又は計画していることから、事業の効率性、効果を高めることを目的とし、市民健康部内で実施する健康増進事業等を統一テーマ「まちの保健室」として、市内全域で展開していく。

なお、本事業については、部内を横断した事業となることから、部内の各種健診等を所管する部署による連携をこれまで以上に密にしていく必要がある。

5 事業内容

(1) 実施事業

「まちの保健室事業」各公民館において年間64回（医療・食育関係講座＋骨健康度測定等）

【講座内容】

- ・糖尿病とゲートキーパー養成講座
- ・高血圧の予防と栄養バランスについての健康教育
- ・メタボリックシンドローム予防についてと健診結果の見方について解説
- ・厚味会による地区食育推進事業等

(2) 健康増進等に係る講座等の開催

- ア 医療・食育関係講座の開催
- イ 地域の事業等との連携
- ウ その他

6 推進体制

(1) 【庁内】 市民健康部のワーキンググループ（健康長寿推進課、健康づくり課、国保年金課）による検討

(2) 【庁外】 健康食育推進協議会

関係団体・機関との協働・連携

医師会、歯科医師会、健康あつぎ推進リーダー、公民館、地域包括支援センター、地域福祉推進委員会、自治会、しあわせクラブ、各種団体等との連携

7 その他

この実施要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。